

平成 30 年

総務産経常任委員会会議録

平成30年 1 月17日

田上町議会

平成30年第1回臨時会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成30年1月17日 午前9時26分
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 高取正人君 | 8番 | 熊倉正治君 |
| 4番 | 皆川忠志君 | 11番 | 池井豊君 |
| 5番 | 今井幸代君 | 12番 | 関根一義君 |
| 6番 | 椿一春君 | | |
- 4 欠席委員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|------|--------|------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 地域整備課長 | 土田 覚 |
| 総務課長 | 吉澤深雪 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 小林 亨
- 7 傍聴人
- 新潟日報社 三條新聞社 越後ジャーナル
- 8 本日の会議に付した事件
- 議案第 1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 3号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 4号 田上町交流会館建設（建築本体）工事請負契約について
- 議案第 5号 田上町交流会館建設（電気設備）工事請負契約について
- 議案第 6号 田上町交流会館建設（機械設備）工事請負契約について
- 議案第 7号 平成29年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について中
第1表 歳 入
第1表 歳出の内
1款 議会費

2 款 総務費（1 項、5 項）

6 款 農林水産業費

7 款 商工費

8 款 土木費

議案第 8 号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）議定について

議案第 10 号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第 3 号）議定について

午前9時26分 開 会

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、休憩時間とりませんでしたから、これから総務産経常任委員会の付託案件の審査について始めたいと思います。

今日1日限りの議会ですので、効率よく進めたいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長挨拶は、もう雪の関係しか頭の中にございませんで、皆さん大変苦勞されたと思います。執行側も大変苦勞されたというふう聞いております。少し緩んできましたけれども、また来週以降寒波来るのではないかというような話もありますので、それまで気を緩めることなく町民の生活の確保に努めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、町長、ご挨拶お願ひします。

町長（佐藤邦義君） 今ほど委員長さんのお話のように新年の大雪で、相当数の実は苦情をいただきましたけれども、6カ所ぐらい通行止めをいたしましたけれども、先ほどお話ししましたように全部伐採したりして、間もなく開通というふうになりましたので、大きな問題は起こらなかったということでございますので、報告をしておきたいと思っております。

今日は本会議で提案いたしました案件につきまして慎重審議いただき、ご決定いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） ありがとうございます。

それから、新潟日報さん、それから三條新聞さん、越後ジャーナルさんの3社から傍聴の申し出がありますので、これを許可しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本委員会に付託されました案件は議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第3号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第4号 田上町交流会館建設（建築本体）工事請負契約について、議案第5号 田上町交流会館建設（電気設備）工事請負契約について、議案第6号 田上町交流会館建設（機械設備）工事請負契約について、議案第7号 平成29年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について中、歳入、歳出のうち

議会費、総務費、農林水産業費、商工費、土木費、それから議案第8号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定について、最後になりますけれども、議案第10号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての9件であります。

それでは、早速議事に入ります。

まず最初に、議案第1号及び2号、第3号を一括、3件議題といたします。

執行側の説明を求めます。

総務課長（吉澤深雪君） 改めておはようございます。ただいま議題となっております3案件についてご説明申し上げます。

議案第1号、議案書の1ページからになりますが、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。議案第2号は3ページになりますし、議案第3号は5ページからなっていますが、内容については先ほど本会議で町長が申し上げたとおりであります。給与改定の関係でありまして、議案書とともに参考資料を配付しておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

議案第1号から第3号の参考資料ということで、給与改定の内容ということで載っています。今回の条例改正の内容については給料表の改定、一般職の職員の給与については初任給及び若年層を重点的に引き上げるということで、平均改定率が0.2%、初任給、若年層については1,000円の引き上げ、それ以外については400円の引き上げというふうな形でなっております。

それから、2番につきまして、勤勉手当の支給月数の引き上げでございます。一般職については平成29年度の勤勉手当のうち、12月支給分についてを現行0.85月のものを0.1カ月引き上げて0.95に、年間としましては勤勉手当は現行が1.7月を1.8月に引き上げるというようなものであります。なお、平成30年度以降については12月支給分のものをそれぞれ6月、12月に分けまして、勤勉手当と並んでいますが、6月は0.90に、12月は0.90ということで引き上げを考えています。

それから、(2)番、特別職については期末手当を年間で12月分を0.05月引き上げを行いたいということであります。29年度の期末手当は、現行1.65を0.05引き上げることによって1.7月に、平成30年度以降についてはまたこれを6月と12月に分けることで6月は1.575月、12月は1.675月ということで条例改正をお願いした内容であります。

説明については以上であります。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

これは、私のほうから確認なのですが、人事院勧告と新潟県人事委員会勧告は、これ一般職員ですよ。特別職と議会議員は、これはどういう法律に基づいて引き上げることになるのでしょうか。

総務課長（吉澤深雪君） 特別職については人勧に倣いまして、国の給与改定によりまして、それぞれ特別職の期末手当の月数を引き上げておりますので、それに倣って月数を引き上げたものであります。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そのほか質問ございませんか。

それでは、なければ次に議案第4号から議案第6号まで、交流会館建設の関係で3案件を議題といたします。

では、執行側の説明を求めます。

総務課長（吉澤深雪君） ただいまの案件であります。議案第4号は議案書の11ページからになっております。この議案第4号、第5号、第6号についても先ほどの本会議で町長が提案説明をしたとおりであります。同じ内容になりますが、交流会館の建設工事に伴う関係であり、議案第4号、11ページであります。建築本体の工事であります。入札の結果ということで、本間・堀内・中越大栄特定共同企業体、代表者は株式会社本間組であります。共同企業体と今仮契約を結んでいる状態ありますので、議会議決をいただければ本契約を締結し、工事を着工していきたいということになります。

同じく12ページ、議案第5号であります。電気設備の契約であります。契約の相手方は本間・志田・滝沢特定共同企業体、代表者は本間電機工業株式会社であります。

続いて、議案書の13ページになりますが、議案第6号については機械設備の工事請負契約であります。契約の相手方は、昱・武田・ワタセイ特定共同企業体であります。内容については先ほども申し上げたとおりであります。

以上で説明終わります。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 建築本体工事についてちょっと説明を求めたいと思いますが、説明と云って感想というか、考え方なのだと思います。ほかのものは大体理解で

きるのですけれども、本体工事に関しては落札者と最高値つけたところが1億2,700万円の差が出ているわけです。予定価格よりも超えている業者が5業者のうち3もあって、余りにも落札価格と入札価格の差が生じているような現状に見受けられるのですけれども、この件について担当課はどのように捉えて、どう分析しているかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

総務課長（吉澤深雪君） 入札の金額についてはこのとおりでありまして、結果であります。これに対してどうこうという話はありませんが、ここには表示されておられません、最低制限価格も設けて……

（何事か声あり）

総務課長（吉澤深雪君） 制限額も書いてありました。公表されていまして。制限価格も設定しておりまして、それを超えたことから、工事の施工について支障はないだろうということで判断しております。

以上であります。

11番（池井 豊君） 結果は結果なので、別にいいのですけれども、これだけ差があると何か逆に言うと、制限価格よりは上だというのですけれども、よほど資材費だとか何かをけちるといいでしょうか、無理して安く落札して何か支障が出ないのかというのが非常に心配もされたりするのですけれども、なぜこんなに開きが出たのかというところを担当課としてどういう分析しているかをちょっとお聞かせいただきたいのです。

総務課長（吉澤深雪君） 担当課としては、入札執行者としては、また事務担当としてはあくまでも入札の結果であり、それぞれの競争によりそれぞれの札を入れてもらったということですので、特に最低制限価格も上回っていることであるから、特に問題はないだろうということではありますが。

以上であります。

6番（椿 一春君） ひとつ確認しておきたいのですけれども、先ほど総務課長の答弁の中に制限価格を公表したとかと聞いたのですけれども、その辺もう一回……

（何事か声あり）

6番（椿 一春君） だから、それが何か公表されたとか何か聞こえたのですけれども、それ間違いかどうかもう一回確認お願いします。

総務課長（吉澤深雪君） 最低制限価格なのでありますが、設計価格もそうありますが、予定価格も制限価格も全て入札の時点では公表せずに入札をします。入札が終わった時点で予定価格、制限価格を公表するということですので、これ公表

してしまうと今度皆さん予定価格どおりになさってしまうかなと思っていますので。

(何事か声あり)

総務課長(吉澤深雪君) はい。大変失礼しました。

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 事前には公表していないという意味ですね。

総務産経常任副委員長(高取正人君) やっと入札が終わって一段落だと思のですが、今役場のほうの前の建設予定地を見ますと役場の駐車場より大分グラウンドレベルが高いようなのですが、商工会のほうに寄った形で地域交流会館が作られるということで、役場のほうの駐車場のほうに身障者用の駐車場の場所ができることとなりますので、こちらから地域交流会館に行く場合、ここアクセスがスロープだとやっぱり問題があるかと思うので、なるべくグラウンド的に平らなほうがいいわけですから、現状の土、サーチャージの分をどの辺までこれ取り除いて建設するようになるのかちょっと教えていただきたいと思います。

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 今の質問は、これに直接かわり……

総務産経常任副委員長(高取正人君) かわりはないですが。

総務産経常任委員長(皆川忠志君) ないですね。またこの後特別委員会等ございますので、そちらのほうでよろしいですか。

総務産経常任副委員長(高取正人君) はい。

総務産経常任委員長(皆川忠志君) そのほかご質疑ありますか。

なければ、議案第4号、5号、6号について質疑を終了いたします。

最後になりましたけれども、議案第7、8、10号の3議案につきまして執行側の説明を求めます。

総務課長(吉澤深雪君) それでは、議案第7号であります、議案書の14ページをお開きください。平成29年度の田上町一般会計補正予算(第9号)になります。歳入歳出それぞれ773万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ総額を50億4,005万8,000円とするものであります。内容としましては、ほとんどが条例改正で説明申し上げたとおり給与改定に伴う関係の経費でございます。

それでは、それぞれ歳入から始めますが、歳入は20ページお開きください。19款繰越金ということで、773万6,000円を追加させてもらうものであります。

それから、歳出入りしますが、21ページをめくってください。

議会事務局長(小林亨君) 歳出のほうですけども、21ページからになりますけれども、1款1項1目の議会費でございますけれども、27万8,000円の増額をお願いするものでございます。中身につきましては、先ほど条例改正のほうで説明をいただ

きました給与改定に伴うものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

総務課長（吉澤深雪君）　続きまして、21ページの下段になりますが、2款総務費、1項一般管理費ということで131万円追加をお願ひしております。給与改定に伴うものでありますが、今回説明欄にあります共済費については共済組合の負担金、給与改定の関係もありますが、それ以外に追加費用が決定したことにより給与改定以外にちょっと大幅に増額をしておりますので、お願ひしたいと思ひます。

それ以外につきましては、2款の総務の所管事務においては、ページめくりまして23ページ、めくっていただきますと中段に2款の5項統計調査費ということで4万9,000円の追加、それからページめくりませんが、25ページお開きください。6款の農林水産業費の1項1目農業委員会費ということで13万9,000円、3目農業振興費ということで17万2,000円、補正額になります。

26ページに入りまして、7款商工費ということで補正額18万2,000円、ページめくりまして27ページになりますが、8款土木費、1項道路橋梁総務費ということで65万7,000円、3項の都市計画費、3目下水道対策費になりますが、21万2,000円、下水道会計への繰り出しであります、いずれも給与改定に伴うもの等であります。なお、27ページの8款土木費の道路橋梁総務費においては、給与改定のほかに、職員手当の欄になりますが、扶養手当、住居手当、通勤手当、児童手当もありますが、これについては給与改定とは別にそれぞれ職員の家庭等の移動に伴い追加をお願ひするものであります。

一般会計の説明については以上であります。

地域整備課長（土田　覚君）　改めておはようございます。議案第8号お願ひします。

35ページになります。議案第8号につきまして、同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。歳入歳出それぞれ21万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,605万円とするものでございます。

それでは、詳細に説明します。40ページでございます。歳入でございますが、4款1項1目の繰入金21万2,000円の追加をお願ひする。これ一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、41ページになります。1款1項1目の一般管理費7万7,000円の追加をお願ひするものでございます。

次に、2款1項1目の下水道事業費の13万5,000円を追加するものでございます。これらはいずれも先ほど来、職員の給与改定に伴うものでございますので、よろし

くお願いします。

次に、議案第10号をお願いします。議案第10号については55ページになります。同年度田上町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。収益的支出の予定額を15万6,000円追加し2億6,475万1,000円に、資本的支出の予定額を8万9,000円追加し6,568万4,000円とするものでございます。

1ページおはぐりください。収益的支出の支出でございます。1款1項1目の原浄水及び配給水費7万5,000円の追加をお願いするものでございます。2目の総係費8万1,000円を追加をお願いするものでございます。

次に、資本的支出の支出でございます。1款1項10目の事務費でございますが、8万9,000円の追加をお願いするものでございます。いずれも職員の給与改定に伴うものでございます。

以上、2議案でございますが、よろしくをお願いします。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第7号、8号、10号につきましては質疑を終了いたします。

それでは、これより討論及び採決を行います。

議案第1号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり決しました。

次に、議案第2号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり決しました。

議案第3号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり決しました。

次に、議案第4号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり決しました。

次に、議案第5号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり決しました。

次に、議案第6号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり決しました。

次に、議案第7号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり決しました。

次に、議案第8号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり決しました。

最後になります。議案第10号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり決しました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これから開かれる本会議にご報告いたします。

以上で閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前9時53分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成30年1月17日

総務産経常任委員長 皆 川 忠 志